

○経済産業省令第五十五号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第十六条の二第一項の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年六月十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

(供給設備の技術上の基準)

第十八条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。

イㄱハ 「略」

- ニ 充てん容器等（内容積が五リットル以下のもものを除く。以下ニにおいて同じ。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずるとともに、

(供給設備の技術上の基準)

第十八条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。

イㄱハ 「略」

- ニ 充てん容器等（内容積が五リットル以下のもものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること。

浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。

二〇二二三 [略]

二〇二二三 [略]

備考 表中の「」は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年十二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置されている液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

(昭和四十二法律第四百十九号) 第二条第四項の供給設備又は同法第二条第五項の消費設備であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十六条第四号に規定する充てん容器等(供給設備であるものにあつては内容積が五リットル以下のものを除く。)については、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十八条第一号ニの規定にかかわらず、令和六年六月一日までは、なお従前の例によることができる。